

委員会における情報端末機器使用の試行実施  
の検証について

平成31年3月  
議会運営委員会  
議会改革検討小委員会  
作業部会

## 目 次

1	検討の経過	
(1)	村田議長からの議会改革の取組に関する諮問	1
(2)	作業部会の設置及び調査研究の経過	1
ア	小委員会及び作業部会の設置	1
イ	小委員会での検討の経過（作業部会関係）	2
ウ	作業部会での調査研究の経過	2
(3)	「委員会における情報端末機器使用の試行実施の検証」に係る 調査研究	3
2	調査研究の検討状況及び検討の進め方	
(1)	調査研究の検討状況	4
(2)	検討の進め方	4
3	調査研究の結果	
(1)	委員会における情報端末機器の活用状況等にかかる試行検証の ためのアンケート結果について	5
ア	委員会における使用状況	5
イ	使用している情報端末機器	7
ウ	使用している機能	7
エ	委員会における試行的な取組に対する考え方	8
オ	自由記載欄に記載された主な意見	9
(2)	検討結果について	11
ア	アンケート結果を踏まえた試行検証結果（まとめ）	11
イ	今後の検討課題（提言）	12
〈参考資料〉		
資料1	議会改革検討小委員会の概要・開催状況	15
資料2	議会改革に関する諮問書	16
資料3	委員会における情報端末機器使用の試行実施について	17
資料4	委員会における情報端末機器の活用状況等にかかる試行検証 のためのアンケートについて	18

# 1 検討の経過

## (1) 村田議長からの議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮していくためには、議会改革に関し、不断の検討を行うことが求められている。

平成29年7月3日、村田議長から議会運営委員会に対し、府民の期待や時代の要請に応じた議会改革の課題として、次の3つの事項の実施検討について諮問が行われた。

- I 選挙権年齢の引下げに応じた、未来を担う若者にとって府議会を身近なものとする広報広聴活動の実施検討
- II 府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討
- III 政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方の検討

## (2) 作業部会の設置及び調査研究の経過

### ア 小委員会及び作業部会の設置

村田議長からの諮問を受けた議会運営委員会においては、平成29年7月4日、Iの諮問項目については広報広聴会議において検討を行うこと、IIの諮問項目については議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置して検討を行うこと及びIIIの諮問項目については理事調整会議において検討を行うことが決定された。

併せて、IIの諮問項目のうち情報通信機器の使用など情報化に関する技術的事項については、小委員会の委員5名で構成する作業部会（以下「作業部会」という。）を小委員会に設置して調査研究を行うことが決定された。

## イ 小委員会での検討の経過（作業部会関係）

平成29年7月4日に開催された初回の小委員会においては、秋田公司委員が委員長に選任されるとともに、秋田委員長から、作業部会の委員5名（尾形賢委員、磯野勝委員、加味根史朗委員、田中美貴子委員、小鍛治義広委員）が指名された。

平成29年9月29日、小委員会では、Ⅱの諮問項目に関し、諮問の趣旨に応えるための具体的な検討項目（論点）として、次の①から④までの項目を選定した。このうち、④の検討項目については、先行する作業部会での検討状況を踏まえ、作業部会で調査研究を行う項目とした。

- ① 議員提案条例等による積極的な政策立案の推進
- ② 議会基本条例の検証
- ③ 委員会における政策提案・提言機能の強化
- ④ 【作業部会関係】議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化

## ウ 作業部会での調査研究の経過

平成29年7月4日に開催された初回の作業部会において、尾形賢委員が部会長に選任された。

以来、平成29年度に計8回の作業部会の討議及び管外調査の実施により、上記④の検討項目に関し調査研究を行い、情報端末の審議への活用に関して、以下のとおり、平成30年3月9日に議会運営委員会委員長から村田議長あて答申が行われた。

### 【答申】（抜粋）

#### ◆情報端末の審議への活用について

##### 総括

- 情報化社会の進展により、タブレット等の情報端末が有する高い機能を活用した質の高い議員活動が府民に期待されている。
- 府議会は、このような状況を踏まえ、議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の一層の強化を図るため、まずは、希望する議員が情報端末を委員会の審議に活用すること等を認め、更に将来に向けて議会のICT化を進める必要がある。このことは、議会基本条例の趣旨に適（かな）い、府民の期待に応えるものといえる。
- 情報端末の活用を審議の充実等に確実につなげていくためには、ICTを活用した将来の議会のあり方も見据えながら、委員長をはじめとする各委員の理解の下に、柔軟かつ実効的な試行・検証が行われることが不可欠である。

具体的な実施方法について

(ア) 平成30年度からの取組（試行）について

- ・まずは、ICT活用の第一歩として、平成30年度から、希望する議員が、議員活動に使用している情報端末を委員会の審議に活用すること等を認めるよう提案する。

(イ) 将来に向けてのICT活用の方向性について

- ・府議会は、「全ての議員を対象に、本会議も含めた更なる議会のICT化・ペーパーレス化が図られるようにすること」を将来に向けてのICT活用の基本的な方向性とし、(ア)の試行の実施・検証等を踏まえ、引き続き、下記①～③に掲げる方向性での検討をするよう提案する。

- ① 情報端末の活用の有効性の理解を浸透させ、ICT活用の意識を醸成するための議員に対する研修その他の働き掛けの積極的な実施の検討
- ② 試行の実施・検証の状況や委員会における情報端末の活用の浸透の程度に応じて、会議システムアプリケーションを活用して会議のペーパーレス化に向けた委員会の運営を試行するなど、柔軟な試行の実施の検討
- ③ 情報端末の活用と審議の充実等を確実に促す、委員会配布資料や調査情報（管外・管内調査の資料データ、議会活動支援情報など）のクラウドサービスを利用した情報共有の試行（執行部との連携を含む。）の実施の検討

### (3) 「委員会における情報端末機器使用の試行実施の検証」に係る調査研究

平成30年3月9日の答申を踏まえ、村田議長から、答申内容の実施に向けた検討について要請があった。

「委員会における情報端末機器の使用」については、平成30年6月6日の合同委員長会議における「平成30年度委員会運営に関する申合せ」により、平成30年度から試行実施されることとなった。

また、村田議長からの要請を受けた議会運営委員会において、平成30年5月17日、「委員会における情報端末機器使用の試行実施の検証」に当たり、小委員会の委員5名で構成する作業部会を小委員会に設置して調査研究を行うことが決定された。

さらに、平成30年5月17日に開催された初回の小委員会においては、秋田公司委員が委員長に選任されるとともに、秋田委員長から、作業部会の委員5名（池田正義委員、中島武文委員、原田完委員、北川剛司委員、小鍛冶義広委員）が指名された。

## 2 調査研究の検討状況及び検討の進め方

### (1) 調査研究の検討状況

平成30年5月17日に開催された初回の作業部会において、池田正義委員が部会長に選任された。

以来、計4回の作業部会の討議及びアンケートの実施により、検討項目である「委員会における情報端末機器使用の試行実施の検証」に関し調査研究を行った。

### (2) 検討の進め方

作業部会においては、審議の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とした情報端末機器使用の試行が平成30年6月定例会から開始されていることから、検討結果を取りまとめるに当たり、各議員の情報端末機器の使用状況の把握のため、各議員にアンケートを実施の上、実際の試行における問題点を協議することとした。

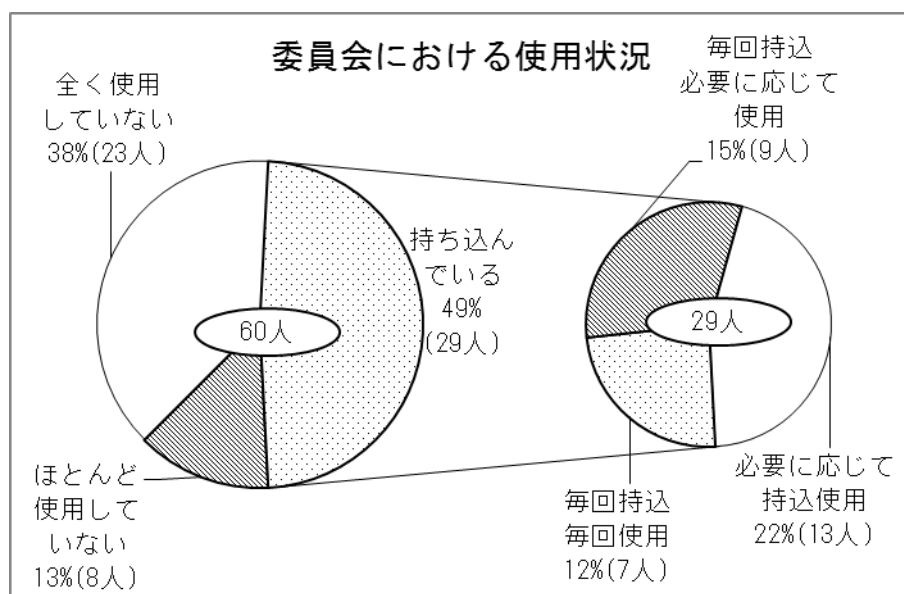
### 3 調査研究の結果

議会改革検討小委員会作業部会において、「委員会における情報端末機器使用の試行実施の検証」に関し調査研究を行った結果は、次のとおりである。

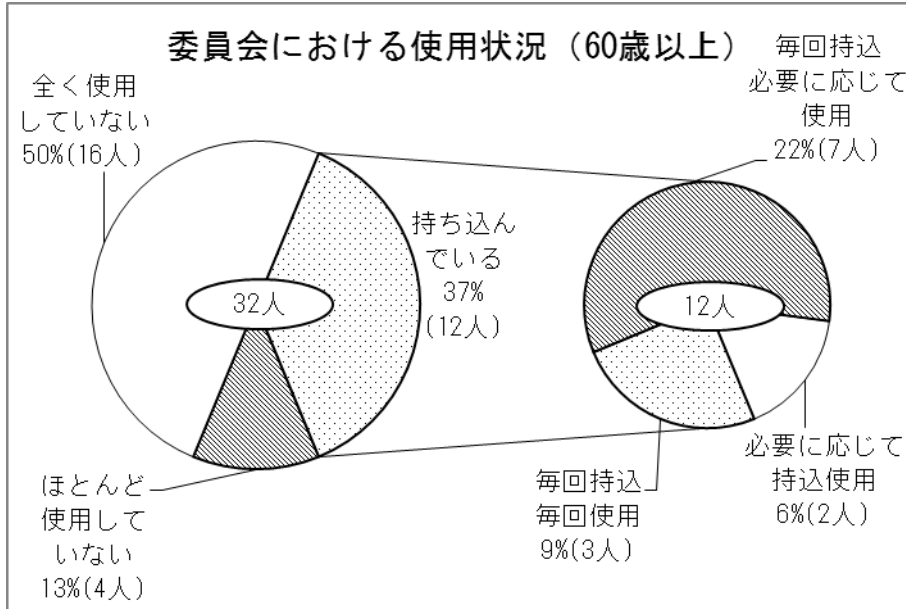
#### (1) 委員会における情報端末機器の活用状況等にかかる試行検証のためのアンケートの結果について

##### ア 委員会における使用状況

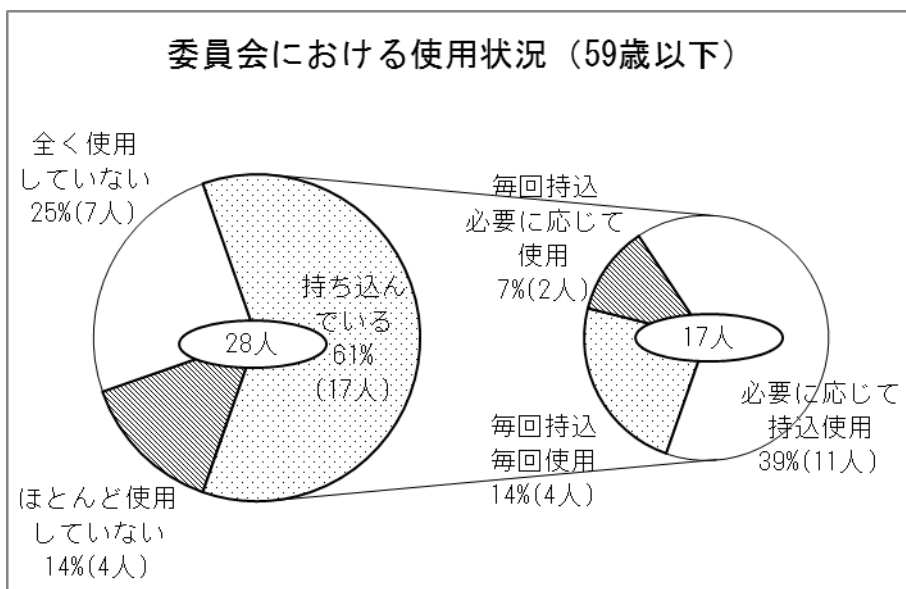
委員会における情報端末機器の使用状況については、約半数の議員（29人）が持ち込んでいる一方、全く使用していない議員も約4割（23人）にのぼる。



60歳以上の議員（32人）については、約4割の議員（12人）が持ち込んでいる一方、全く使用していない議員も約半数（16人）にのぼる。



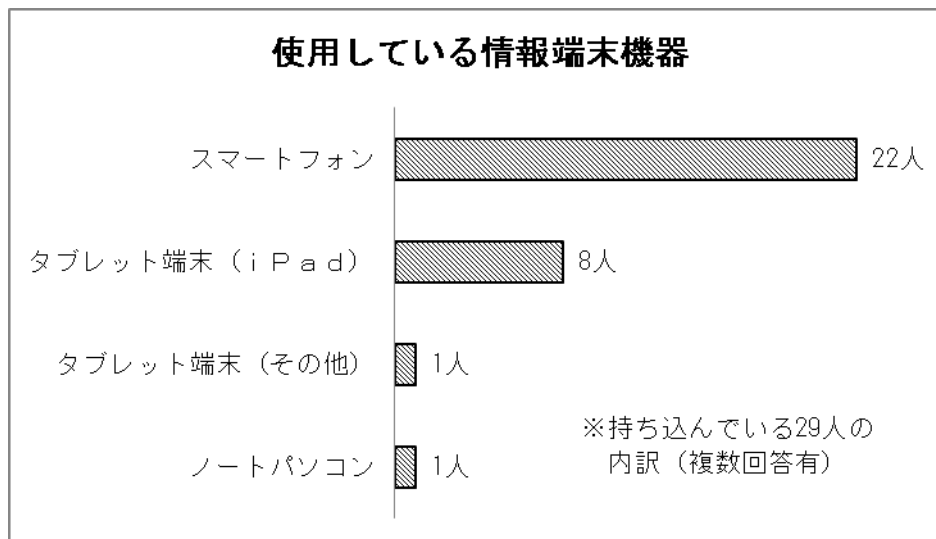
59歳以下の議員（28人）については、約6割の議員（17人）が持ち込んでいる一方、全く使用していない議員は約25%（7人）である。





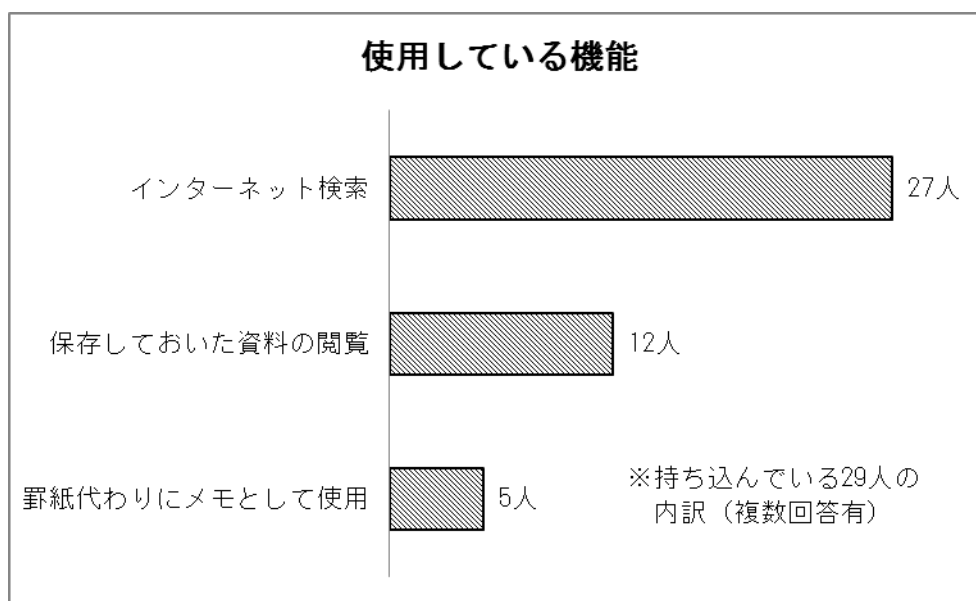
## イ 使用している情報端末機器

使用している情報端末機器については、スマートフォンが大多数（29人中22人）であり、次に、タブレット端末（iPad）が続く。



## ウ 使用している機能

使用している機能については、インターネット検索が大多数（29人中27人）であり、次に、保存しておいた資料の閲覧が続く。

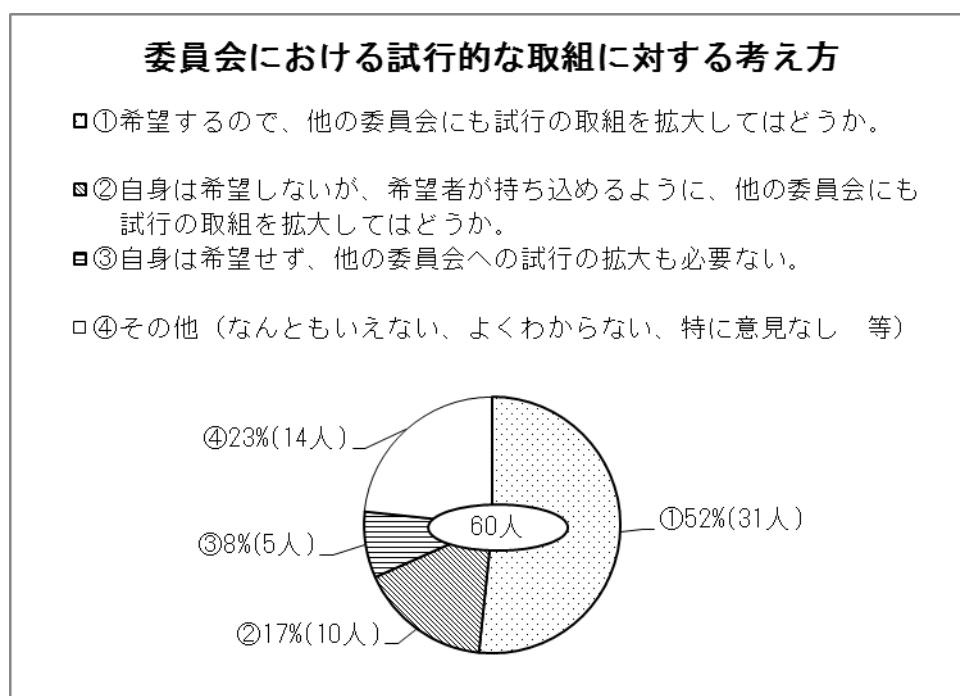


## エ 委員会における試行的な取組に対する考え方

現在、一部の委員会では、正副委員長・各委員の理解の下、委員会の裁量による試行として、希望する委員に対して、次のような試行的取組が行われている（希望しない場合は従来通り）。

- ・ 議会事務局作成に係る委員会資料の事前メール送付
- ・ 上記の事前メール送付に伴う、委員会当日の紙の配布資料の廃止
- ・ 管外調査事前調査資料の紙資料の廃止

このような試行実施を、さらに未実施の委員会に拡大することも考えられるが、どのように考えるか。



他の委員会への試行の取組の拡大に対する考え方については、約7割（①② 41人）は拡大しても良いとしている一方、約1割（③ 5人）は必要としていない。

議員自身の希望の有無については、約半数（① 31人）は希望している一方、約25%（②③ 15人）は希望していない。

## オ 自由記載欄に記載された主な意見

### (7) 平成30年度における委員会での試行について

#### a 情報端末使用の有効性について

##### <有効な使用ができた等の意見>

- ・ 委員の立場では、毎回、インターネットでの検索に使用した。議論を深めるためには、情報端末の活用は必須であると考えている。
- ・ 委員会での質問に際し、インターネットで情報を得ることができるのは役に立ち、安心感もある。
- ・ 委員会への資料の持込みについて、情報端末に資料を保存しておくことで、印刷の手間や紙の削減につながり、良い取組であると感じた。(インターネットで) 府政の内容が即確認できることも良い。
- ・ 専門用語など、用語の正確な意味を確認したいときに、インターネットで検索をすることができるので、審議の充実に効果がある。紙の削減にもなり、環境にもよい。
- ・ 決算審査の際、府のホームページから資料を検索したことがあり、審議に役立てることができた。

##### <有効な使用ができたとはいえない等の意見>

- ・ 審議の場においては、他の委員の発言に学ぶことが多いので、情報端末を使用している状況ではないのが実態である。
- ・ 審議に集中したいので、使用する資料は手元に準備している。情報端末を使用している余裕はない。
- ・ 他の委員が発言されている中では、時間的にも使用するいとまがなかった。

#### b 試行上の課題点について

##### <活用能力について>

- ・ 個々人の情報端末の活用能力に差違がある。

##### <使用する情報端末について>

- ・ スマートフォンの使用は、適切な使用方法であっても「私用で携帯電話を見ている」ように見えかねない。
- ・ スマートフォンは使用しにくく、タブレット端末の活用がよい。

##### <利用条件・環境について>

- ・ 利用条件・環境に課題がある (Wi-Fi が使用できない。データを保存するクラウドサーバが使用できない。理事者側が参加していない。)

### ＜取扱いの明確化について＞

- ・ 「緊急速報エリアメール」等が委員会中に鳴り、審議が中断したが、取扱いが協議されていない。

## (イ) 今後（平成31年度以降）の進め方について

### a 今後の方向性について

- ・ 試行の段階的な拡大を大に行うべき。
- ・ より波及するとよい。
- ・ 本会議においても試行してはどうか。
- ・ 長らく希望してきた取組。より推進するよう強く希望する。
- ・ どんどん拡大するとよい。
- ・ 一度には進まないかもしれないが、少しずつ進めて行けばよい。
- ・ 個々人の能力に差違があることに留意して、希望する議員による試行とすべき。

### b 試行上の課題を踏まえた改善・見直しについて

#### ＜活用能力の向上について＞

- ・ 情報端末の活用能力に差違があるため、どのような使用方法をすれば、一層の活用ができるかどうか（便利になるか）について研修希望者を募って、スキルの向上を図ってはどうか。

#### ＜使用する情報端末について＞

- ・ スマートフォンの活用が府議会で認められていることの府民への周知が必要である。
- ・ タブレットを議会事務局から貸与するのはどうか。

#### ＜利用条件・環境整備について＞

- ・ Wi-Fi 環境を整備すべき。
- ・ クラウドサーバによる情報共有ができるようにすべき。
- ・ 理事者側の資料（報告資料等）も共有できるようにすべき。

#### ＜取扱いの明確化について＞

- ・ 「緊急速報エリアメール」が委員会中に鳴った場合の取扱いをあらかじめ協議しておくべき。また、目的外使用は厳に慎むべきであるが、目的外使用が認められた場合の取扱い（委員長注意をする等）も協議しておくべき。

### < (一部委員会で実施の) ペーパーレス化の試行についての意見 >

- ・ メール送付によるペーパーレス化には反対である。
- ・ 今の時代ではメール送付も仕方がないと思うが、紙資料も併用するべきである。
- ・ 理事者側の資料（報告資料等）も、メールで送付してはどうか。
- ・ メール送付による議会側資料のペーパーレス化を試行したが、メールは手間なので、クラウドサーバ上に保存した資料を専用のアプリケーション（Side Books 等）を使用して閲覧できるようにするべき。
- ・ ペーパーレス化には賛成であるが、現在の報告のスピードでは、紙資料でないと対応できない（情報端末では操作が追いつかない）のではないか。

## (2) 検討結果について

### ア アンケート結果を踏まえた試行検証結果（まとめ）

試行の実施については、審議に必要な情報をインターネットで検索することができた等とする具体的な効果についての意見があったことや、一層の推進・取組の拡大を求める意見もあり、ICTの有効性を確認することができたと考える。

一方で、実際に情報端末を持ち込み、使用している議員は、全議員の約半数にとどまっているという現状があり、その有効性が、府議会全体に十分浸透しているとは言えない。さらに、複数の課題も指摘されていることから、ICT化については、試行と検証による丁寧な取組が求められていると言える。

作業部会としては、審議の充実及び進行の円滑化を図るという情報端末使用の目的を踏まえ、アンケート結果で把握することができた実態に即し、今後の進め方について、次のイのとおり、課題整理・提言を行うこととし、来年度以降についても、正副委員長・各委員の御理解の下、柔軟かつ実効的な試行と検証を継続する中で、府議会のICT化を着実かつ段階的に進めていくことを基本的方向性とするのが適当と考える。

なお、委員会での本格実施（希望しない議員も含めたペーパーレス化を含む。）や本会議への試行の拡大については、現状の実態に鑑みれば、丁寧かつ慎重に対応するべきであり、時期尚早と考える。

## イ 今後の検討課題（提言）

平成30年度の試行の検証結果として、今後の検討課題を次のとおり取りまとめるものである。

これらの検討課題については、早期に対応が可能と考えられるものもあれば、中長期的な調査研究を要するものもあることから、引き続き、議会改革検討委員会に作業部会を設ける等により、調査研究を行う必要がある。

### <早期に対応が可能と考えられる検討課題>

#### ① 希望する議員による情報端末利用能力向上のための研修会の実施

各議員の情報端末の活用能力に差があることを踏まえ、希望する議員がICT活用の有効性を実感できるようにするための研修を実施してはどうか。

#### ② スマートフォンの使用がしやすい環境の整備

スマートフォンの使用が、適切な使用方法であっても「私用で携帯電話を見ているように見えるのではないか」との議員の懸念を払拭できるよう、例えば、インターネット中継のホームページに、府議会では審議の充実のための調べ物にスマートフォンを活用することを認めている旨の表示を行うことなど、必要な環境の整備を行ってはどうか。

併せて、府民の理解が得られるよう（目的外使用は厳に慎むべきであるが）目的外使用が認められた場合には、必ず注意することを改めて確認しておいてはどうか。

#### ③ 柔軟かつ実効的な委員会の試行環境の整備

平成30年度においては、一部の委員会において、正副委員長と各委員の理解の下で、希望者に限定した議会側配付資料のメール送付の試行が行われたが、さらに、メールの送付に代えて、クラウドサーバ上でのデータ共有と専用アプリを使用した閲覧も試行できるよう、必要な環境整備を行ってはどうか。

また、理事者側の配付資料のうち、あらかじめ理事者側から事前に委員に配付されることとなっている「主な報告事項」に係る資料については、希望者によるペーパーレス化の対象に追加することができるよう、理事者側にデータの提供を求めることの協議を行ってはどうか。

#### ④ 「緊急速報エリアメール」等受信時の対応の明確化

委員会の審議中に、「緊急速報エリアメール」等（※）が鳴った場合の取扱いをあらかじめ協議しておく必要があるのではないかと。

- ※ 携帯電話会社により名称は異なるが、気象庁による「緊急地震速報」「津波警報」「特別警報」、消防庁による「Jアラートの国民保護情報」、国土交通省による「指定河川洪水予報」、自治体による「災害・避難情報（例えば、避難勧告など）」等を一斉配信するサービス

## <中長期的な調査研究を要すると考えられる検討課題>

現行の試行と検証を継続する中で、さらに、将来の本格実施を検討するに当たっては、中長期的な課題として、次の調査研究を行う必要がある。

### ① タブレット端末の活用のあり方について

タブレット端末の議会からの貸与について希望する意見があったが、ICT化の先進議会においては、一律にタブレット端末を使用することとしている議会があり、具体的には、次のパターンが認められる。

- A 議会がタブレット端末を貸与
- B 議員が平常使用しているタブレット端末を使用

Aの場合には、自治体側が費用（端末代・回線使用料）の全額を負担するが、当該タブレット端末は議会活動に専ら使用することを要し、その他の政治活動、私的活動等に使用することはできない。

Bの場合には、議員側が費用（端末代・回線使用料）の全額を負担するが、按分率に応じ、政務活動費を充当することもでき、按分率に従う限り、その他の政治活動、私的活動等にも使用することができる。

### ② ネットワーク接続環境のあり方について

Wi-Fiの利用環境を整備するよう求める意見があったが、インターネットに接続する方法としては、現行の試行による個別契約したLTE回線によるほか、廃止した議会LANを無線LAN（Wi-Fi）により再構築することも考えられる。

無線LAN（Wi-Fi）による場合は、初期・運用費用のほかにも、セキュリティを確保するための相当の費用を要し、それに伴うネットワークの運用・管理事務が事務局に新たに生じることに留意する必要がある。

（平成29年度議会改革検討小委員会作業部会報告管外調査（神奈川県議会調査）参照）

なお、議員が平常使用しているタブレット端末を議会活動にも使用する場合（①のBの場合）には、議会LAN（無線LAN）への接続は、セキュリティ上の問題が生じ、認められない可能性もあるのではないかと。

## <参考資料>

- 資料 1 議会改革検討小委員会作業部会の概要・開催状況……………15
- 資料 2 議会改革に関する諮問書……………16
- 資料 3 委員会における情報端末機器使用の試行実施について……………17
- 資料 4 委員会における情報端末機器の活用状況等にかかる試行検証  
のためのアンケートについて……………18



## 議会運営委員会議会改革検討小委員会作業部会の概要・開催状況

### 1 組 織

(1) 設 置 平成30年5月17日

(2) 委 員 5名（議会改革検討小委員会委員長が指名）

部会長 池田 正義（自民）（互選により選出）

委 員 自民）中島 武文

共産）原田 完

府民）北川 剛司

公明）小鍛治義広

### 2 開催状況

第 1 回 5月17日（木）

第 2 回 12月11日（火）

第 3 回 1月30日（水）

第 4 回 2月 6日（水）

平成 29 年 7 月 3 日

## 議会改革に関する諮問書

- 京都府議会は、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けたさまざまな議会改革の取組を実施してきたところである。
- 今期前半の 2 年間においては、議会運営委員会に設置した議会改革検討小委員会等において、新たな議会改革の課題として諮問された事項を中心に検討が進められた結果、「府民にわかりやすい」議事運営への見直し、大規模災害時に議会の役割を果たすための活動指針の策定、また、特別委員会について、緊急の課題や府政にとって重要な課題に特化したテーマを所管事項とするなどの議会改革が進められた。
- そもそも議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮するためには、議会改革に関する不断の検討を行うことが求められる。
- ついては、時代の要請に応じた議会改革の課題として、次の検討をお願いしたい。
  - 1 選挙権年齢の引下げに応じた、未来を担う若者にとって府議会を身近なものとする広報広聴活動の実施検討
  - 2 府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討
  - 3 政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方の検討

## 委員会における情報端末機器使用の試行実施について

平成30年度からの委員会における情報端末機器の使用については、下記により試行実施する。

項目	内容	備考
1 目的	情報端末の活用により、会議における審議の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。	
2 対象者	出席議員及び出席要求理事者（補助職員を含む。）	
3 対象機器	次に掲げる情報端末（インターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）とする。 (1) タブレット端末 (2) ノートパソコン (3) スマートフォン	従来型の携帯電話は対象としない。
4 対象とする会議	(1) 委員会 (2) 京都府議会会議規則に規定する協議等の場	本会議は対象としない。
5 対象とする行為	(1) あらかじめ情報端末又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧 (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索 (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用	
6 注意事項	情報端末を使用する者は、次に掲げる注意事項を遵守すること。また、委員長又は主宰者は、議事運営の支障が生じないように、必要な注意喚起を行う等により、この注意事項を遵守させること。 (1) 次に掲げる情報端末の使用は、認められないこと。 ア 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信 イ 議事に関係のない使用その他目的に照らして必要のない使用 ウ 議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他府民の目から見て疑念が生じるような使用 エ 委員長又は主宰者が使用を認めないこととしている場面での使用 (2) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないように配慮すること。 (3) 委員長又は主宰者の許可なく、会議を撮影し、録音し、又は録画しないこと。 (4) 電源は、バッテリー対応と、インターネットへの接続は、SIM接続のLTE対応とし、必要な附属機器の準備及び使用は、使用者の責任で行うこと。	

※ 管内調査・管外調査での情報端末の使用については、議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他説明者の信頼を損なうような使用等をする事のないように、使用者は十分に注意するとともに、委員長等は、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起を行う等により、注意事項を遵守させる。

京都府議会事務局議事課政策法務係（FAX：075-441-8398）行き  
（12月19日[閉会日]までに御持参いただくか、年内に御送付ください。）

委員会における情報端末機器の活用状況等にかかる試行検証のための  
アンケートについて

御氏名	
-----	--

※ 該当箇所に○を付け、又は御記入ください（2ページ目も御確認下さい。）。

（先生方皆様にお聞きします。）

問1 今年度から、委員会の審議の充実・進行の円滑化のため、御自身の情報端末機器（タブレット端末、ノートパソコン、スマートフォンのいずれか）を委員会に持ち込み、使用することができる試行的取組が実施されています。

御自身の委員会での御使用状況はいかがでしょう。

（近い使用状況のものを1つ選択願います。）

- 1 毎回持ち込み、毎回使用している。
- 2 毎回持ち込んでいるが、使用は、必要に応じて行っている。
- 3 毎回持ち込んでいる訳ではないが、必要に応じて持ち込み、使用している。
- 4 ほとんど使用していない。
- 5 全く使用していない → 2ページ目の問4へ

（御使用されたことがある先生方にお聞きします。）

問2 御使用されている端末は、何ですか。（該当するもの全てをお答え下さい。）

- 1 タブレット端末（iPad）
- 2 タブレット端末（その他）
- 3 ノートパソコン
- 4 スマートフォン

（御使用されたことがある先生方にお聞きします。）

問3 御使用された機能は、何ですか。（該当するもの全てをお答え下さい。）

- 1 保存しておいた資料等の閲覧
- 2 インターネットを利用して行う検索
- 3 罫紙の代わりにメモとして使用

(先生方皆様にお聞きします。)

問4 現在、一部の委員会では、正副委員長・各委員の御理解の下、委員会の裁量による試行として、希望する委員に対して、次のような試行的取組が行われています(希望しない場合は従来通り)。

- ・ 議会事務局作成にかかる委員会資料の事前メール送付
- ・ 上記の事前メール送付に伴う、委員会当日の紙の配布資料の廃止
- ・ 管外調査事前調査資料の紙資料の廃止

このような試行実施を、さらに未実施の委員会に拡大することも考えられますが、お考えはいかがですか。(近いお考え方のものを1つ選択願います。)

- 1 希望するので、他の委員会にも試行の取組を拡大してはどうか。
- 2 自身は希望しないが、希望者が持ち込めるように、他の委員会にも試行の取組を拡大してはどうか。
- 3 自身は希望せず、他の委員会への試行の拡大も必要ない。
- 4 その他(なんともいえない、よくわからない、特に意見なし 等)

(先生方皆様にお聞きします。)

問5 今回の試行に関し、良かった点や今後の課題についてはどのようにお考えですか。御意見がありましたら、御自由にお書き下さい(任意記入)。



※ 以上で質問は終了です。御回答誠にありがとうございました。